

令和元年6月24日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03288

研究課題名(和文) 英国権利章典をめぐる憲法政治と憲法理論に関する比較憲法的研究

研究課題名(英文) Constitutional politics of the British Bill of Rights and its impact on constitutional theory

研究代表者

愛敬 浩二 (Aikyo, Koji)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：10293490

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の当初の目的は、1998年人権法廃止の問題を、比較憲法研究の観点から検討することであったが、EU離脱レファレンダム以降、英国権利章典の論議は停滞気味である。そこで、本研究では、ヨーロッパとの関係が鋭く問われた政治状況の下で、イギリス憲法(学)に固有な議論枠組(コモン・ローや国会主権)が、イギリスにおける憲法政治・憲法理論の展開にとって、どのような役割を果たしているのかを調査・分析した。その成果として、コモン・ロー立憲主義や新しい国会主権論等の意義と課題を、現代イギリス憲法の文脈で明らかにする一方、日本における民主主義憲法学の可能性を考える上で有意義な知見を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EU離脱レファレンダム後のイギリス憲法論議の動向について、コモン・ローや国会主権のようにイギリス憲法の固有な概念・思想に依拠する議論を分析することにより、グローバルに展開する法的立憲主義と連動するかのように見えるコモン・ロー立憲主義の主張が、英国権利章典論と同様、ヨーロッパ人権憲章を国内法化した1998年人権法を消極的に評価している一方、新しい国会主権論(Keith EwingやMichael Gordon)は、既存のイギリス憲法学説の再構成を通じて、現在の政治状況の下で民主主義憲法学の再構築を図る試みとして、日本憲法学の課題との関係でも、注目すべき理論動向であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The original aim of this research was to analyze the constitutional politics of the British Bill of Rights and estimate its impact on the UK constitutional theory from the comparative perspective. But by the problem of EU referendum, the British Bill of Rights issue had lost its importance in constitutional politics for the time being. Therefore, I studied the function of some peculiarly British ideas or concepts of constitutionalism (Common Law or Parliamentary Sovereignty) in the constitutional discourse in the UK under the Brexit problem. Especially, I analyzed common law constitutionalism and new normative theory of Parliamentary Sovereignty in that historical context and, by this comparative study, found some suggestions to improve our discussion about the democratic constitutionalism in Japan.

研究分野：社会科学

キーワード：憲法理論 比較憲法 イギリス憲法 英国権利章典

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

マ グナカルタ 800 周年の記念式典での演説において、David Cameron 首相 (当時) が、英国権利章典 (British Bill of Rights) の導入に言及したことに対して、多くの人権運動家が反発しているとの報道があった (The Guardian, 15 June 2015)。英国権利章典の導入を主張する政治家・法律家の意図は、ヨーロッパ人権裁判所の判例と適合的な解釈を要求する 1998 年人権法を廃止し、イギリスの裁判所に人権保障の役割を委ねようというものである。UK Constitutional Law Association の研究交流のブログでは、Mark Elliot 等の著名な憲法学者が参加して、英国権利章典導入の是非を様々な観点から検討・議論しており、本研究の構想の時点において、英国権利章典論議は、イギリスの憲法政治と憲法理論にとって最大の関心事の一つであったといえる。

英国権利章典論議について、イギリス本国での高い関心と比べて、法学・政治学のみならず、新聞報道等においても、日本での紹介・検討は当時、皆無といっても過言ではない状況であった。よって、この問題を紹介すること自体に一定の価値があると考え、本研究の問題関心は決して、ジャーナリスティックなものではない。国会主権原理を維持し、違憲審査制を取らない「独特の憲法」(Vernon Bogdanor の評言) を持つ「例外国 = イギリス」に固有のかたちで進行する憲法論議を紹介・検討することを通じて、比較憲法研究の方法論的反省を行う一方、司法過程における憲法論議に関心を集中しがちな日本の憲法研究のあり方を相対化し、日本憲法学の「議論の地平」を広げることが、本研究の究極の目標であった。

ただし、2016 年 6 月の EU 離脱レファレンダムにより、EU 離脱の問題が最大の憲法問題となったため、英国権利章典論議が後景に退いた感もある。とはいえ、長年上級裁判官を務めた John Laws のように、イギリスの伝統的な「コモン・ローによる人権保障」への回帰を論ずる議論がある一方、Conor Gearty のように、政治家・法律家の間でのコモン・ロー礼賛の復活を、ヨーロッパ人権憲章体制への反動と評価して、Laws 等が擁護する「コモン・ロー立憲主義」の問題点を批判的に検証する議論もある。そこで、英国権利章典論議の表面上の「浮き沈み」は別にして、EU 離脱問題 (Brexit) の下での憲法理論の動向について、当初の問題意識に基づいて研究を行うことにした。

2. 研究の目的

前述のとおり、本研究の目的は、「独特の憲法」を持つ「例外国 = イギリス」の憲法論議の紹介・検討を通じて、日本憲法学の「議論の地平」を広げることにある。研究代表者は従来から、「憲法改革」以降のイギリス憲法学説の動向を、「政治的憲法論」(国会主権を重視) と「法的憲法論」(裁判所を重視) との対抗関係として捉え、前者の問題点の分析と後者の課題の検討を行ってきた (愛敬浩二『立憲主義の復権と憲法理論』〔日本評論社、2012 年〕を参照)。その意図は、日本憲法学における民主主義憲法学の意義と課題及び可能性について、比較憲法的に考察することであった。

英国権利章典論議は、「政治的憲法論と法的憲法論の対抗」という「憲法改革」以降の議論の図式に対して、根本的な変容をもたらす可能性があった。研究代表者のこれまでの研究との関係で、とりわけ興味深いのは、以下の 3 点である。

英国権利章典導入論者が批判する、ヨーロッパ人権裁判所の判決 (Marper 判決等) は、イギリス司法内部で人権条約の国内法化を主導した裁判官 (Lord Bingham) の判決を人権裁判所がひっくり返したものであり、「裁判官主導の立憲主義」の意義と限界を分析する上で好例の素材であること。

有力な裁判官や法律家の中にも、人権法 2 条 1 項の廃止や限定に賛成するものがあること (Sir John Laws 等)。

英国権利章典の推進論者は、イギリス憲法の基本原理として今なお維持されている国会主権の原理に訴えるが、グローバル市場経済の下で進む格差社会化に抗して社会福祉政策を実現するための民主主義憲法学を再構築するため、国会主権の原理に訴える有力な論者がいること (Keith Ewing や Danny Nicol 等)。

以上のとおり、これまでの研究成果の延長線上で、英国権利章典論議の分析・検討を行うことで、比較憲法学の方法を反省し、日本憲法学における民主主義憲法学の可能性と課題を考えるための示唆を得ることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

研究方法は、文献調査を中心とした個人研究である。当初は、次の方法で研究を行う計画であった。英国権利章典をめぐる憲法政治の動向の調査・分析。具体的には、保守党を中心に政策文書や、議会資料・新聞記事等を調査し、英国権利章典をめぐる憲法政治の動向を、ジャーナリスティックな観点からではなく、比較憲法研究の立場から調査・分析を行う。英国権利章典をめぐる憲法理論の動向の調査・分析。具体的には、英国権利章典に関する実務法曹 (特に裁判官) と憲法学者の議論動向の調査・分析を行う。その際、「憲法改革」以降の議論枠組みである「法的憲法論と政治的憲法論の対抗」を意識しつつ、その変容 (解体?) の契機についての研究を深める。

ただし、前述のとおり、EU 離脱レファレンダム以降、ヨーロッパ人権憲章体制からの自立性の確保を目的とする英国権利章典の論議は停滞気味になったため、文献研究や現地の研究者

との議論を通じて、1998年人権法を消極的に評価する(その意味では、英国権利章典論と連動している)John Laws等のコモン・ロー立憲主義の問題点の検証と、国会主権論の再構築を目論む政治的憲法論(Keith EwingやMichael Gordon等)の検討を行った。また、この研究を通じて、前述したの研究課題を実質的に遂行することができた、そして、「独特な憲法」の議論動向の分析を通じて、比較憲法研究の方法論的反省を行った。

研究の進捗に合わせて定期的にイギリスでの現地調査を行い(2017年2月、2017年9月、2018年9月)、イギリスを中心にした英語圏の憲法理論の動向について、Keith Ewing(キングズ・カレッジ・ロンドン教授)、Michael Gordon(リバプール大学教授)、Alison Young(ケンブリッジ大学教授)、Navraj Singh-Ghaleigh(エディンバラ大学上級講師)、Harshan Kumarasingham(エディンバラ大学講師)等の憲法学者・政治学者と意見交換を行って、イギリス憲法学説に対する自らの理解・評価の当否について、現地の研究者の意見を踏まえて検討した。

4. 研究成果

3年間の研究成果は概ね、次の4つに分類できる。英国権利章典論議やEU離脱レファレンダム以降のイギリス憲法の状況及びイギリス憲法学説の動向に関する研究。コモン・ロー立憲主義の批判的検討、国会主権論の再構築を目論む政治的憲法論の意義と課題の検討。イギリス憲法学の理論動向の分析を通じた比較憲法研究の方法論的反省と日本憲法学に対する問題提起。

のテーマについては、イギリスの貴族院では人権法に違反しないとされたテロ対策が、ヨーロッパ人権裁判所で憲章違反と判断されたGillan and Quinton v. The United Kingdom判決の判例法上の意義と、イギリス憲法政治へのインパクトを検討した論稿(図書(1))において、英国権利章典論議の政治的文脈と憲法学的意義について概観した。また、「憲法改革」以降、特にEU離脱レファレンダム前後のイギリス憲法の変動に関して論争状況を含めて鳥瞰したマッケルダウニ教授の論稿(雑誌論文(4))と、スコットランド独立レファレンダム以降のイギリス憲法の変動をスコットランドの視点から分析したヒムズワース教授の論稿(雑誌論文(3))を翻訳して、本研究テーマに関わるイギリス憲法の状況と憲法学説の動向を紹介した。特にヒムズワース論文が、スコットランドへの権限移譲問題を「法的立憲主義と政治的立憲主義の論争のためのアリーナ」として検討する点は、日本では従来紹介されてこなかった論点であり、現在のイギリス憲法を分析・評価する上で重要な問題提起となっている。

英国権利章典導入の目的は、イギリスの裁判官がヨーロッパ人権裁判所の判例法理に従うことを求める1998年人権法を廃止し、人権問題を「一国主義」的に解決することにある。コモン・ローによる人権保障のほうが、1998年人権法よりも優れていると論ずるコモン・ロー立憲主義の論者の一部は、英国権利章典論者と同様、ヨーロッパ人権裁判所の影響からの自立・自律を目論んでいるため、停滞気味の英国権利章典論の政治的課題を、憲法理論のレベルで代替的に達成する可能性がある。そこで、コモン・ロー立憲主義の問題点を、日本の憲法学説(奥平康弘)と比較しつつ、原理論のレベルで検討した(図書(5))。また、戒能通厚のコモン・ロー法史学に基づく現代イギリス憲法理解の批判的検討を通じて、コモン・ロー的思考が憲法論議に参入することの問題性を明らかにした論稿(図書(2))も、前述の政治的文脈におけるコモン・ロー立憲主義の問題性を検討している。

のテーマについては、アメリカ型違憲審査制を批判し、「立法の権威」の復権を主張する法哲学者Jeremy Waldronのイギリス憲法論を、ポピュリズム立憲主義を提唱するアメリカの憲法学者(L.M. Seidman)との論争の文脈で検討した図書(4)が、現時点で公刊されている研究成果である。Keith EwingやMichael Gordon等の国会主権の再構築を目論む政治的憲法論者の議論については、リバプール大学で開催された国際セミナーにおいて(Ewing教授とGordon教授も参加)日本の民主主義憲法学の議論(杉原泰雄の人民主権論)との比較を踏まえて、その意義と課題を検討した(学会発表(1))。また、EU離脱レファレンダム後のイギリス憲法学説の動向との関係で、国会主権の再構築論の意義と課題を検討した論稿「EU離脱問題後のイギリス憲法論における政治的憲法論」は、2019年8月に公刊される予定である。同論文は、EU離脱レファレンダム以降の政治的憲法論の議論動向との関係で、日本の民主主義憲法学の課題についても若干の考察をしており、本研究の一応の総括となるものである。

のテーマの検討は、本研究課題に関わる論稿や研究報告のすべてに含まれているが、比較憲法学の泰斗・樋口陽一氏へのインタビューと討論を論文のかたちで公刊した雑誌論文(1)は、日本の比較憲法研究におけるイギリス憲法(学)の研究の意義についても、重要な問題提起となっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4件)

- (1)「日本の『デモクラシー』と比較憲法学の課題」、樋口陽一、愛敬浩二、憲法研究、査読なし、2号、7-21頁、2018年
- (2)「『統治行為』諸論の批判的考察」、愛敬浩二、論究ジュリスト、査読なし、21号、28-34頁、2017年
- (3)「翻訳：イギリス憲法の諸相——スコットランドの観点から」、クリス・ヒムズワース、愛敬浩二、本庄未佳、名古屋大学法政論集、査読なし、271号、209-253頁、2017年
- (4)「翻訳：展開・改革・変化の中のイギリス公法——展開と論争」、ジョン・マッケルダウニ、

愛敬浩二、宮内紀子、名古屋大学法政論集、査読なし、268号、349-378ページ、2016年

〔学会発表〕(計 3件)

- (1) "Who's Afraid of 'We the People'? Referendums, Popular Constitutionalism, and the Japanese Constitutional Theory", AIKYO Koji, UK-Japan Constitutional Law Seminar 2018 (University of Liverpool), 06 September 2018.
- (2) "Global Constitutionalism, Human Rights, and Constitutional Theory", AIKYO Koji, 『『憲法の国際化』と『国際法の憲法化』の交錯下における新たな人権保障システム理論の構築』研究(立命館大学) 2018年1月18日
- (3) 「英国権利章典論議の憲法的含意とBrexit後のその行方」, 愛敬浩二、『『憲法の国際化』と『国際法の憲法化』の交錯下における新たな人権保障システム理論の構築』研究(明治大学) 2017年2月28日

〔図書〕(計 5件)

- (1) 「私生活の尊重と路上での所持品検査 テロ対策法に基づく、警察官が路上で行う無作為の停止・所持品検査—ギランおよびクイントン判決」, 愛敬浩二、査読なし、『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(小畑郁ほか編、信山社) 289-293頁、2019年
- (2) 「イギリス憲法研究の課題とコモン・ロー—法史学と憲法学の批判的対話に向けて」, 愛敬浩二、査読なし、『市民社会と市民法—Civilの思想と制度』(水林彪・吉田克己編、日本評論社) 359-384頁、2018年
- (3) 「『裁判官の良心』と裁判官—憲法理論的考察に向けて」, 愛敬浩二、査読なし、『『国家と法』の主要問題』(辻村みよ子ほか編、日本評論社) 293-305頁、2018年
- (4) 「政治文化としての立憲主義—J.ウォルドロンの憲法理論に関する一考察」, 愛敬浩二、査読なし、『憲法理論とその展開』(浦部法穂先生古稀記念、信山社) 67-85頁、2017年
- (5) 「奥平憲法学とコモン・ロー立憲主義」, 愛敬浩二、査読なし、『憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開』(樋口陽一ほか編、日本評論社) 383-399頁、2017年

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。